

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月、A所在のB医療機関（以下「事業場」という。）に雇用され、診療放射線技師として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場で受診し「鼻骨骨折の疑い」と診断され、同月○日、C医療機関に転医し「鼻骨骨折、外傷性鼻中隔彎曲症疑い」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、同月○日の業務中、同僚労働者に頭突きされ（以下「本件災害」という。）顔面を負傷したという。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は業務中のDの暴行により被った負傷であって、業務起因性があると主張するので、以下検討する。

(2) 本件災害の発生状況について、請求人とDそれぞれの申立ては、以下のとおりである。

ア 請求人は、要旨、○年○月○日午後○時○分頃、事業場内E室の扉に背を向けて座り、画像の確認をしていたところ、車輪付きの椅子が扉にぶつかったので、F室との境界線の位置に立って周りを見渡していたところ、F室内にいたDと目が合い、Dが近づいてきて「何か文句があるのか」と言われたため、「ないよ」と答え、元の位置に戻り座ったが、Dが更に近づいてきて、「外に出ろ」と言うので、「何を言っているのか」と答えた瞬間、Dから頭突きをされ、鼻骨骨折を負ったと述べている。

イ これに対して、Dは、要旨、F室内でモニターの管理を行っていたところ、請求人が腕組みをし、睨みつけるように見ていたので、近づいて「何か用？」と声をかけると、いきなり「馬鹿」と言われ「はあ？」と言いながら請求人の方に前のめりになった瞬間、請求人はDの脇の方からすり抜けてどこかへ行ってしまったと述べ、請求人に頭突きをしたことを否定している。

(3) 以上のとおり、本件災害の発生状況については、請求人とDの供述が相違し、客観的証拠も存在しないことから、発生状況の特定は困難である。

また、請求人は、Dから頭突きを受けたことにより本件傷病を負ったと主張しており、本件災害の発生日時は、○年○月○日午後○時○分頃であるところ、請求人が事業場で鼻の辺りが痛いとし立てCT撮影を行ったのは同月○日であり、警察に提出する診断書作成のため、同月○日にC医療機関を受診した結果、鼻骨骨折と診断されたのであって、災害発生から鼻骨骨折の診断までに治療も受けず○日間も要していること、災害発生日の午後○時○分から請求人とD、事業場事務長G、H及びIで話し合いが行われたが、その場にいた関係者

は請求人の鼻の周りに外傷を確認しておらず、請求人も鼻が痛いとは主張せず、Dの頭突きにより曲がった眼鏡の鼻かけについて弁償してもらいたい旨の発言だけであったという事実を照らすと、請求人が本件災害により、本件傷病を負ったという事実を認定することに疑義があるといわざるを得ない。

ところで、Dは聴取書において、要旨、「私を含めみんなが請求人に対して普段からイライラしていた。正直本当に何をするか分からない、気味が悪く怖い人だと思っていた。」等と述べていることから、請求人に対して以前から嫌悪感を抱いていたことがうかがわれるところであり、請求人が室内を見渡していた行為を、Dが挑発行為として認識し、請求人に対して接触行為を働いた可能性は否定できない。そうすると、請求人の主張するとおり、Dからの頭突きがあったとして、それにより本件傷病を負ったとしても、その原因はDの私的怨恨によるものと認められることから、決定書（略）理由で説示するとおり、業務起因性を認めることはできない。

したがって、請求人の本件傷病については、本件災害によって負った事実を認定することができないし、また、仮にそうであったとしても、その原因はDの私的怨恨によるものであるから、業務上の事由によるものということとはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。